

よくある質問&回答

令和8年2月26日

No.	質問	回答
1	複数のパソコンからのログインは可能か。	署名はメールアドレスに記載の署名URLにアクセス可能な環境であれば操作可能です。また、PCの台数に制限はなく、複数の端末からアクセスすることが可能です。
2	電子契約は、電子帳簿保存法に該当するか。	電子契約で授受される電子データ（契約書等）は基本的に電子帳簿保存法の保存要件の対象になります。電磁的記録の保存については、保存要件に従う必要があります。 GMOサインは電子帳簿保存法に標準対応しているため、無料のアカウントを登録いただくことで電子帳簿保存法対応のライブラリで保管することが可能です。（アカウント作成は任意です） 参考：電子帳簿保存法の概要 https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/02.htm?utm_source=chatgpt.com
3	電子署名は、普通のノートパソコンで出来るか。それとも特別なものが必要か。	インターネット環境は必要になりますが、普段お使いのPC、スマートフォンで署名が可能です。
4	クラウドを使用するということですが、セキュリティ関係は十分に保証されているのでしょうか。	GMOサインにおいては情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際規格である「ISO/IEC 27001」を取得している他、暗号化通信やファイアウォール、個人情報保護対策、万が一の際のデータバックアップ等、セキュリティ対策を講じております。 詳細は「セキュリティガイド」にてご確認いただけます。 参考：GMOサインセキュリティガイド https://www.gmosign.com/template/pdf/security.pdf
5	契約締結に関してはアプリなどのソフトウェア上でのみではなく、会社の代表アドレスや登録等を行ったアドレスにも通知が届く仕組みでしょうか。	電子契約利用申請の際に申請いただいたメールアドレス宛てに、通知が届きます。 （署名依頼メール、署名完了のお知らせメール等）
6	電子サインの種類は何ですか。 （クラウドサイン、アドビサイン、ドキュサインなど）	「電子印鑑GMOサイン」を利用します。

よくある質問&回答

令和8年2月26日

No.	質問	回答
7	電子契約にあたり、必要なパソコン・インターネット環境、ソフトウェア、費用などについて。	インターネット環境があり、メールが受信できる環境であれば、ソフトウェアをインストールすることなく、普段お使いのPC・スマートフォンなどにより電子契約のご利用が可能です。また、電子契約サービスの利用に際して、費用負担はございません。 ※OS、ブラウザのバージョン等により、動作対象外となる可能性もありますので、詳細は利用時の推奨環境をご参照ください。 参考：利用時の推奨環境について https://helpcenter.gmosign.com/hc/ja/articles/360006811173
8	契約書データ上に記載される代表者名（乙欄）と、実際に電子サインに署名する者は一致していなければならないか。（電子サイン署名者は、社内の契約担当者でも良いか）	契約書の名義人（乙欄）と署名操作を行う方は、原則としては一致していることが最も望ましく、推奨しておりますが、実務上本人による署名操作ができない場合は、社内規定等により押印（署名）権限が委任されている方であれば代理での署名も可能です。ただし、電子署名は契約書の名義人（乙欄）の氏名で行います。（担当者名で署名を行うわけではありません。）
9	電子契約時に市の方に申請する登録者のメールアドレスは複数名行えるか。（署名者の他、担当者など）	複数名の登録は行わない予定です。電子署名の依頼は、電子契約利用申請時に申請いただいた、契約権限をお持ちの方おひとりにお送りします。社内での確認は、署名依頼メールでお知らせした署名URLから、署名前の文書のダウンロードが可能ですので、ダウンロードした文書で御対応ください。
10	契約保証金について、保証証書などは電子契約時に添付するのでしょうか。その場合原本の提出は不要ですか。	電子署名の際に保証証書や保証証券のPDFを添付いただきます。なお、原本の提出は必要ですので、現場代理人等通知等と併せて担当課へ提出願います。 ※電子保証については、ご利用いただけません。
11	契約保証金を現金で納付する場合の取り扱いは、どうなりますか。	現金納付の場合は、市側が契約書データをアップロードする際に、納付書のPDFデータを添付しますので、印刷のうえ、金融機関で納入願います。電子署名の際に領収書のPDFを添付いただきます。

よくある質問&回答

令和8年2月26日

No.	質問	回答
12	契約書以外の現場代理人等通知書や工程表等は、従来どおり紙での提出でしょうか。	現場代理人等通知書は、引き続き紙での提出が基本となりますが、それ以外の書類については、担当課が指定する方法で提出願います。
13	電子契約締結の署名期間は、何日か幅があるのでしょうか。それとも締結日当日に署名でしょうか。	電子署名は、契約締結日当日である必要はありません。原則として数日間の幅を設けますが、処理漏れを防ぐため、署名依頼メールが届きましたら、速やかに署名実施をお願いします。
14	電子契約の対象となる契約案件について、事業者側の理由で紙契約にしてもらうことは可能ですか。	可能です。受注者が紙での契約締結を希望する場合は、これまでと同様に紙での契約締結となります。
15	電子入札のように、ICカードが必要ですか。	不要です。インターネット環境及びメールアドレスがあれば利用出来ます。
16	契約の保証に関する書類作成のための契約書案は事前に入手できるのでしょうか。	これまでと同様に、事前に送付いたしますので、希望される場合は、お知らせください。
17	変更契約書についても電子契約での締結が可能でしょうか。 また、変更契約に伴う変更協議書は従来通り郵送もしくは担当課での受け取りのままでしょうか。	当初契約が電子契約の場合は、変更契約も電子契約が基本となります。 基本的な流れは当初契約と同様ですが、変更契約の場合は、事前に変更契約について電話連絡した上で、署名依頼を行います。 また、変更契約に伴う変更協議書については、署名依頼の際にGMOサインを通じて電子データでお渡しします。
18	盛岡市が利用予定の「岩手県電子申請システム」とは、各種講習会や説明会等の申し込みの際に使用しているものと同じものでしょうか。	岩手県電子申請システムとは、インターネットを利用して、岩手県と岩手県内各市町村に対する手続きが行えるサービスです。詳細については、岩手県ホームページ（ページ番号1012017）をご確認ください。 なお、申請ページのURLは準備ができ次第、盛岡市ホームページ（広報ID1055711）へ掲載予定です。

よくある質問&回答

令和8年2月26日

No.	質問	回答
19	<p>電子契約利用申請時に登録するメールアドレスは、一度GMOサインに登録したメールアドレスを、当社の代表メールアドレスとして継続的に使用しなくてはならないものでしょうか。</p> <p>それとも、その案件ごとに、利用申請時に登録するメールアドレスを変更してもよいものでしょうか。</p>	<p>電子契約利用申請時に申請いただくメールアドレスは、市に対して申請いただくもので、GMOサインへ登録されるものではありません。メールアドレスは、案件ごとに申請いただきますので、一度申請いただいたものと異なるメールアドレスでも構いません。</p> <p>※申請いただくメールアドレスは契約を締結する権限のある方のメールアドレスを報告いただくようお願いします。</p> <p>※GMOサインのアカウントを作成する場合は、GMOサインへのメールアドレスの登録が必要となりますが、アカウントのメールアドレスの変更は随時可能です。</p>
20	<p>電子契約利用申請は、落札の都度（案件ごと）に行うという認識で相違ないでしょうか。</p> <p>また、署名用のメールアドレスについては、案件ごとに任意のものを指定できるのでしょうか。それとも、事業者として一度登録した特定のアドレスのみの使用となるのでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりで間違いありません。電子契約利用申請は、案件ごとに行う必要があります。</p> <p>また、署名用のメールアドレスについては、案件ごとに異なるメールアドレスでも構いません。</p> <p>※申請いただくメールアドレスは契約を締結する権限のある方のメールアドレスを報告いただくようお願いします。</p>
21	<p>複数の案件を契約する場合、契約案件ごとに電子契約と紙の契約でそれぞれ締結することは可能でしょうか。</p> <p>たとえば、清掃業務は電子契約、設備管理業務は紙の契約で締結するなど。</p>	<p>案件ごとに「電子契約」か「紙契約」か選択することが可能ですので、落札決定の際に希望をお知らせください。その後、電子契約を希望する案件に対してのみ、電子契約利用申請を行ってください。</p>
22	<p>電子契約を締結する権限のあるもののメールアドレスは、報告の期限はあるのでしょうか</p>	<p>落札決定後、7日以内に契約締結する必要がありますので、メールアドレスは速やかに報告をお願いします。報告が遅くなった場合、その後の電子署名の期間が短くなってしまいますので、ご注意願います。</p>

よくある質問&回答

令和8年2月26日

No.	質問	回答
23	電子契約を締結する権限のあるもののメールアドレスは、報告後、別のメールアドレスへ変更することは可能でしょうか。	変更は可能ですが、報告をいただき次第、電子署名依頼の準備を進めますので、変更の際は速やかに連絡をお願いします。 また、変更契約の場合に、当初契約の際と異なるメールアドレスへ変更することも可能です。変更を希望する場合は、変更契約の電話連絡の際にお知らせください。 ※当初契約、変更契約のいずれであっても、メールアドレスを変更する際は、再度申請が必要となります。
24	電子契約に登録するメールアドレスは、office@xxx.co.jpや、support@xxx.comのように個人名が特定されないようなメールアドレスでも問題ないでしょうか。	個人名が特定されないメールアドレスでも問題ありませんが、契約を締結する権限のある方のメールアドレスを報告いただくようお願いいたします。
25	申請するメールアドレスは、メーリングリストを使用しても問題ないでしょうか。	申請いただくメールアドレスは、契約を締結する権限のある方のメールアドレスを報告いただくようお願いいたします。メーリングリストですと、権限のない方にも電子署名依頼が届いてしまいますので、メーリングリストの使用はお控えください。
26	金融機関等より融資を受ける際、契約書を担保として提示する場合がありますが、金融機関に対する電子署名後の契約書の効力は従来の紙契約書と変わらないのでしょうか。	法的な有効性については、電子契約であっても従来の紙の契約書と同様に有効な契約として成立します。 金融機関への提示については、一般的には電子契約のデータ（PDF）が認められるケースが増えているようですが、提出形式（紙/データ等）や要件については、提出先の金融機関によって異なる場合がありますので、念のため事前に確認いただくことをお勧めします。

よくある質問&回答

令和8年2月26日

No.	質問	回答
27	<p>「署名の辞退」は契約の内容等に不備があった場合のみに使用する項目と理解してよろしいでしょうか。これを押下したことで、契約そのものが取り消しになるということはないでしょうか。</p> <p>また、署名辞退の連絡は市の担当者様へ直接の連絡が必要でしょうか。それともGMOサインにおいてコメント機能等があり、そこで連絡が完結するのでしょうか。</p>	<p>署名の辞退については、契約書類に不備等を発見した場合に使用してください。署名を辞退したことによって、落札者（契約の相手方）の地位を失うものではありません。</p> <p>また、署名を辞退する場合は、GMOサインでの処理を行う前に、盛岡市契約検査課へ電話で辞退の理由をお知らせください。</p> <p>誤りが確認された場合は、内容を修正し、再度署名依頼を行います。</p> <p>なお、GMOサインでの処理を行う際にコメントを入力する機能もありますが、こちらの入力には任意となりますので、未入力でも構いません。</p>
28	<p>契約締結後14日を経過してしまった場合は、文書は閲覧できなくなるのでしょうか。説明の中ではデータはGMOサインに保管されるとお聞きしましたが、この違いを教えてください。</p>	<p>最終署名者の署名完了時にお手元に届くメール（「署名完了のお知らせ」）に記載されているダウンロード用URLの有効期限は14日となります。そのため、14日を過ぎるとリンクが無効になり、URLからはダウンロードできなくなります。</p> <p>なお、電子契約締結後の文書はメール自体に添付される場合があります。</p> <p>メール自体に添付されている文書のダウンロード期限はありません。 （通常メール時：6MB以内、キャリアメール時：2MB以内の容量の文書の場合、添付されます。）</p> <p>また、14日経過後～30日以内であれば、GMOサインの無料のアカウントを登録することで、アカウント内に文書を保管しダウンロードすることが可能です。</p> <p>詳細手順は以下のヘルプページをご参照ください。 【文書管理】相手から署名依頼された文書のダウンロード・保管 https://helpcenter.gmosign.com/hc/ja/articles/4413766693273</p>

よくある質問&回答

令和8年2月26日

No.	質問	回答
29	今回の電子契約について、将来的に国交省等の電子契約システムのように契約以降の書類（施工中の提出書類～竣工時の請求）まで発展させる計画や予定はありますか。	現時点では、未定となっております。
30	契約保証金に係る電子保証を利用して時間と経費を削減したいのですが、電子保証導入を検討する予定はあるのでしょうか。導入に支障となる課題があれば教えてください。	電子保証の導入については未定となっております。
31	建設工事の契約について、リサイクル関係の書類は契約前に工事担当者の承認を得てから封入しておりますが、今回の電子契約にこれを当てはめると流れはどうなりますか。	電子契約の場合は、以下の流れとなります。 ①電子契約利用申請の際に（担当課への説明の前に）「建設リサイクル法第13条及び省令第7条に基づく書面」を提出（岩手県電子申請システムへアップロード）してください。 ②担当課に対し分別解体等の計画等について説明書を交付して説明し、担当課より、受付印を押印した説明書の写しの交付を受けてください。 ③GMOサインで電子署名を行う際に、②で交付を受けた「收受印を押印した説明書の写し」のPDFをGMOサインにアップロードしてください。 ※担当課へ説明を行った結果、先に提出した「建設リサイクル法第13条及び省令第7条に基づく書面」の記載内容に変更が生じた際は、盛岡市契約検査課へ連絡をお願いします。
32	盛岡市の清掃業務委託は、落札後に「資格確認書」を紙で提出しているが、電子契約移行後の取り扱いはどうなりますか。	盛岡市の建物清掃業務委託における資格確認書の提出については、従前どおり紙での提出となります。
33	契約書を取り交わさず、発注書・請書にて契約成立とするような案件について、今後の対応はどうなりますか。	盛岡市契約検査課においては、発注書・請書にて契約成立となるような案件は取り扱っておりません。各担当課の案件への拡大の際にあらためて周知いたします。

よくある質問&回答

令和8年2月26日

No.	質問	回答
34	サービスの利用規約を頂戴することは可能でしょうか。社内手続き上、弊社での法務審査を実施させていただきたいです。	GMOサインのサービス利用規約は、以下のリンクからPDF形式でご確認・ダウンロードできます。 GMOサイン利用規約（PDF） https://www.gmosign.com/order/pdf/agreement.pdf